

平成23年度

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業
(BEMS導入支援事業)

公 募 要 領

平成23年5月

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

S I Iの補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、S I Iとしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、S I Iの補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者がS I Iに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. S I Iから補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等についてS I Iの承認を受けなければなりません。なお、S I Iは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、S I Iとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、S I Iから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

目 次

1. 事業の概要.....	1
1-1 背景.....	1
1-2 目的.....	1
1-3 事業内容.....	1
(1) 補助対象事業.....	1
(2) 補助対象事業者.....	2
(3) 補助対象経費.....	2
(4) 補助率.....	3
(5) 事業期間.....	3
2. 予算.....	4
3. 事業のスキーム.....	4
4. 実施方法.....	4
4-1 事業の公募について.....	4
4-2 交付の申請について.....	5
4-3 リースの扱いについて.....	5
(1) リース料金.....	5
(2) リース期間.....	6
(3) 工事請負契約.....	6
4-4 E S C Oの扱いについて.....	6
(1) 削減保証量・ペナルティ.....	6
(2) E S C Oサービス料金.....	6
(3) サービス期間.....	6
4-5 交付の決定について.....	8
4-6 補助事業の開始について.....	8
4-7 補助事業の計画変更について.....	9
4-8 補助事業の完了について.....	9
4-9 実績報告及び額の確定について.....	9
4-10 確定検査.....	10
4-11 補助金の支払いについて.....	10
4-12 取得財産の管理等について.....	10
4-13 採択案件の公表について.....	11
4-14 利用状況の報告について.....	11
4-15 個人情報の利用目的.....	11
4-16 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について.....	11
5. 申請及び審査について.....	12
5-1 申請条件.....	12

5-2	審査項目.....	12
5-3	審査方法.....	12
5-4	補助事業者の選定.....	12
6.	年間スケジュール.....	13
7.	公募期間及び書類提出先.....	14
7-1	公募期間.....	14
7-2	提出先および問合せ先.....	14
7-3	提出方法.....	14
8.	提出書類.....	15
9.	チェックシート.....	17
10.	補足説明.....	20
10-1	エネルギー消費量算出について.....	20
(1)	新築、増築及び改築の建築物にBEMS等を導入する場合.....	20
(2)	既築の建築物にBEMS等を導入する場合.....	23
10-2	エネルギー管理計画書.....	47
11.	エネルギー管理計画書（書式）.....	48

1. 事業の概要

1-1 背景

現在、我が国のエネルギー消費量の約3割を占める民生部門（家庭用、業務用）のエネルギー消費は、産業部門と比較して高い伸びを示してきており、民生部門における抜本的な省エネルギー対策の推進が喫緊の課題となっている。

こうした中、平成21年4月には、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律が施行され、これにより民生部門の建築物におけるエネルギー管理がより一層強化されることとなった。

このため、建築物の省エネルギーを一層推進するためには、個別機器やシステムの性能の向上だけでなく、BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）等の活用による建築物の運用段階における省エネルギー対策の推進が大きな課題となっている。

1-2 目的

本事業では、建築物の2030年のネット・ゼロ・エネルギー化を目指すべく、その施策の一つとして、住宅・建築物に省エネルギー性の高い高効率エネルギーシステムを導入し、性能、費用対効果等の情報を取得しそれを公表することにより、建築物に対する省エネルギー意識を高揚させるとともに、建築物における省エネルギーを抜本的に進めることを目的とする。

また、建築物の運用段階における省エネルギー対策としてBEMSを導入し、運転を最適化するとともに管理者に対する判断材料を提供することにより、民生部門におけるエネルギー原単位の管理意識を高め、適切に管理・制御することによって総合的な省エネルギーを進めることを目的とする。

本事業におけるBEMSとは、業務用ビル等において、室内環境・エネルギー使用状況を把握し、かつ、室内環境に応じた機器又は設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムをいう。BEMSは計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置などで構成される。

1-3 事業内容

(1) 補助対象事業

エネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS等を導入する場合に、その経費の一部を補助する。ただし、以下の交付要件を満たすものであること。

- ① BEMS等を既築、新築、増築及び改築の建築物に導入すること。
- ② BEMS等の導入によって、エネルギー消費量を削減できること。但し、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、新築、増築及び改築の建築物については「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」に準じた性能を満たすものであること。
- ③ 熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔）、ポンプ、照明コンセント、その他の設備区分ごとにエネルギー計量ができること。
- ④ 計測・計量のデータを収集し、保存できるエネルギー管理体制が整備されていること。
- ⑤ BEMS等導入後、継続して省エネルギーに関する報告が可能なこと。

(2) 補助対象事業者

BEMS等を既築、新築、増築及び改築の民生用の建築物に導入する際の建築主等(所有者)、ESCO(シェアードセイビングス)事業者、エネルギー管理事業者、リース事業者(以下「補助事業者」という)。詳細は、後述する申請区分による。

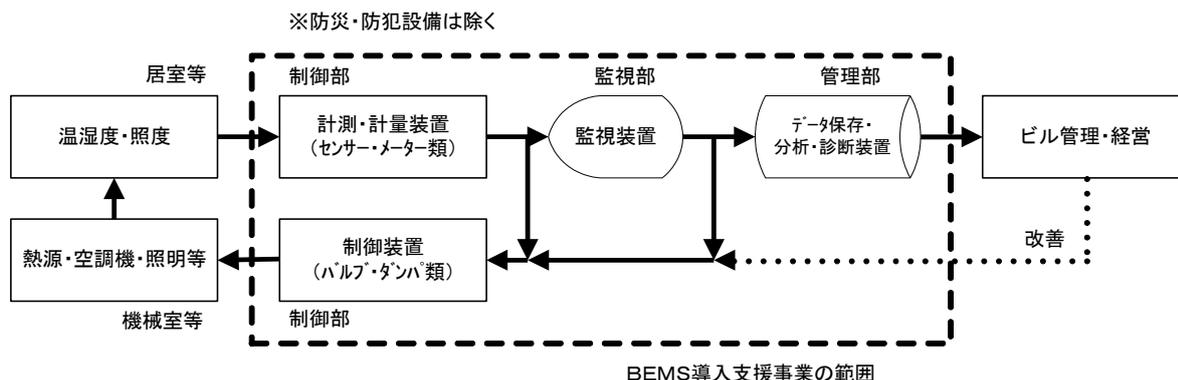
(3) 補助対象経費

1) 区分

以下の区分ごとに経費を算出する。

設計費	BEMS導入支援事業の実施に必要な機械装置等の設計費、システム設計費
設備費	BEMS導入支援事業の実施に必要な機械装置・計測装置等の購入、製造(改修を含む。)又は据付等に要する費用(ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。)
工事費	BEMS導入支援事業の実施に不可欠な工事に要する費用
諸経費	BEMS導入支援事業を行うために補助事業者が直接必要とするその他経費(工事負担金、管理費(職員旅費、会議費等))

2) 補助対象範囲



設備費、工事費の補助対象範囲は以下のとおりとする。

区分	内容
①設備費	イ) 制御部 制御機器 ^{注1} (センサー、アクチュエータ、コントローラなど) 盤類 ^{注1} (自動制御盤、動力制御盤、インバータ盤など) 自動制御関連設備(VAV) 計測計量装置(熱量計、CT、電力量計、ガスメータなど) 制御用配管配線及び付属品
	ロ) 監視部 中央監視装置(中央監視盤、照明制御盤など) 伝送装置(インターフェース、リモートステーションなど) 通信装置 ^{注3} (ルータ、モデムなど) 制御用配管配線及び付属品
	ハ) 管理部 BMS(ビルマネジメントシステム)装置 ^{注2}
②工事費	労務費、運搬費、試運転調整費、仮設費、工事管理費など

注1:空調機などに内蔵される自動制御機器、インバータ盤も含める。

注2:アプリケーションは基本機能、追加機能は省エネに寄与するものとする。

注3:群管理、モニタリング管理の申請区分にて該当する場合。

3) 補助対象とならない主な部分

補助対象とならない主な部分は、以下のとおりとする。

- 防災設備、防犯設備、昇降機設備
- 冷凍機、ヒートポンプ、コジェネ、ポンプ、空調機、照明器具などの機器・器具類
- 省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事、建築工事等（電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等）
- 機器撤去・処分費

4) 補助対象経費の算定等

当該システム導入に係る費用（設備費、工事費等）は補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの市場流通価格等を参考として算定されているものであること。

5) 他の補助事業等との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同第2号に掲げる資金を含む。）が含まれないこと。

他の補助事業に申請している場合は、後述の実施計画書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象を必ず記入すること。

(4) 補助率

1/3以内（上限なし）

(5) 事業期間

原則単年度事業とする。ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能な場合に限り最長2年間までを補助対象期間とする。

交付決定日（平成23年8月上旬予定）～平成24年1月31日

注）複数年度実施する事業については、年度ごとに補助申請を行って採択審査を受けること。

各年度の交付決定にあたり、次年度の交付決定を保証するものではない。

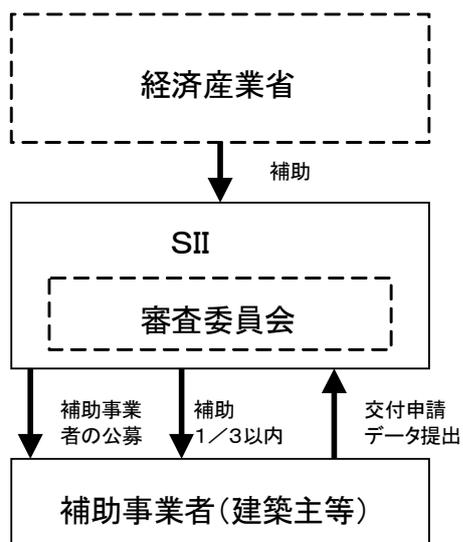
また、複数年度事業において、途中で事業を中止した場合には、既に交付した補助金の返還が必要となることもあり得るので留意する。

また、事業を複数年度実施する場合、一年目の補助対象経費は5割程度とすること。

2. 予算

- (1) 補助金名 : 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(先導的システム支援事業)
- (2) 平成23年度の公募予算額 :
約3.5億円程度 (建築物に係るもの及びBEMS導入支援事業合わせた額)
(多少の変動があり得ます。)

3. 事業のスキーム



4. 実施方法

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS導入支援事業）交付規程（以下、「交付規程」という。）に基づき、以下の手順で実施する。

4-1 事業の公募について

SIIは、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）に対し一般公募を行い、BEMS導入支援事業の申込みに必要な事項について説明会（公募説明会）を行う。

SIIは、ホームページ（<http://www.sii.or.jp/>）に公募記事を掲載する。

4-2 交付の申請について

申請者は、後掲の記載例に従って必要書類を作成し、1部をS I Iに提出する（申請者は控えを所有すること）。申請にあたっては、次表以降の申請者、申請区分を確認し、9. チェックリストに従って、各提出書類の漏れがないかを確認すること。

区分	留意事項	備考
建築主等	<ul style="list-style-type: none"> 建物（設備）の所有者とする。所有者が複数の場合は原則全員の共同申請とする。 設備所有者と建物所有者が異なる場合は、申請時に建物所有者全員の設置承諾書を提出することにより、設備設置者単独で申請できるものとする。 区分所有の建物の場合で、設置される設備が共用もしくは部分共用の場合、申請時に原則所有者全員の委任状を提出することにより、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律）に規定される管理者もしくは管理組合法人が代表して申請できるものとする。この場合、事業に関する集会の決議と規約も提出のこと。 	登記簿にて所有権を確認する。新築の場合は確定検査時に登記を確認する。
E S C O	<ul style="list-style-type: none"> E S C Oは、シェアードセービングス事業者（設備の所有者）とし、上記建築主等と共同申請（複数不可）とする。 申請における省エネ効果を保証できること。 ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提示すること。 ESCO契約は、導入設備を法定耐用年数（複数の場合は最長のもの）の間使用することを前提としたものであること。 	複数不可
エネルギー管理事業者	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー管理事業者は、自らの設備を利用し群管理、モニタリング管理を実施する者とする。 上記建築主等と共同申請とする。 	複数不可
リース	<ul style="list-style-type: none"> リースを活用する場合は、上記申請者に加え共同申請とする。 リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提示すること。 リース等の契約は、導入設備を法定耐用年数（複数の場合は最長のもの）の間使用することを前提としたものであること。 一括リースとし、部分リースは認めない。 	複数不可 割賦不可

- ◆ 複数の申請者にて共同申請を行う場合は、各事業者間の連携を図り補助事業が円滑に推進できること。
- ◆ 建築物が証券化されている場合は、受託者、受益者双方の共同申請とすること。
- ◆ シェアードセービングスE S C O事業者に建設役割等を担うものが含まれていて、交付決定前に建築主等から事業者として指名されている等の場合に、当該建設役割等を担うものも補助金の交付申請を行ったものと同様の扱いを行う必要が生ずることがあるので注意すること。

4-3 リースの扱いについて

(1) リース料金

リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提示すること。リース料計算書（内訳書）の月額リース料の算定根拠により、補助金相当分から利益を得ていないか証明する。内訳書には元本、金利相当額、固定資産税、保険料、業務手数料などの金額を明記し、契約期間内の内訳推移表を作成する。再リースする場合は再リース期間分についても同様に作成する。

なお、S I Iが行う、確定検査等により補助金額に変更があった場合は、当事者間でリース料の見直しを行い変更すること。S I Iはそのリース料を確認する。

(2) リース期間

導入した補助対象設備を法定耐用年数の間、使用することを前提とした契約とし、法定耐用年数以上でのリース契約期間とする。ただし、リース契約期間が法定耐用年数より短くせざるを得ない正当な理由がある場合は、リース期間満了後、法定耐用年数以上まで再リースする旨を契約書・特記事項に記載して法定耐用年数まで補助対象設備を運用する契約とすること。よって、リース終了後、法定耐用年数以内に補助対象設備を撤去することを表現した契約については認めない。

(3) 工事請負契約

工事請負契約は、補助事業の遂行上、補助事業者、リース会社、工事請負業者の3者にて締結することが望ましい。

4-4 E S C Oの扱いについて

(1) 削減保証量・ペナルティ

E S C O契約書には削減保証量（GJ/年）を記載すること。削減保証量はS I Iが認める特別な理由が無い限り申請書に記載した省エネルギー量と同じ数値にすること。

また、削減保証量未達の場合の明確なペナルティ条項が無いE S C O契約は認めない。

(2) E S C Oサービス料金

E S C Oサービス料金から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提示すること。E S C Oサービス料金計算書（内訳書）の月額サービス料の算定根拠により、補助金相当分から利益を得ていないか証明する。内訳書には元本、金利相当額、固定資産税、保険料、業務手数料などの金額を明記し、契約期間内の内訳推移表を作成する。再契約する場合は再契約期間分についても同様に作成する。

なお、S I Iが行う、確定検査等により補助金額に変更があった場合は、当事者間でサービス料の見直しを行い変更すること。S I Iはそのサービス料を確認する。

(3) サービス期間

導入した補助対象設備を法定耐用年数の間、使用することを前提とした契約とし、法定耐用年数以上でのE S C Oサービス契約期間とする。ただし、E S C Oサービス期間が法定耐用年数より短くせざるを得ない正当な理由がある場合は、サービス期間満了後、法定耐用年数以上まで再サービス契約する旨を契約書・特記事項等に記載して法定耐用年数までE S C Oサービスが継続する契約とすること。よって、サービス期間終了後、法定耐用年数以内に補助対象設備を譲渡・売却・撤去することを表現した契約については認めない。

申請区分	単独管理	群管理	モニタリング管理
概要	建築物（民生用）全般	<p>同一もしくは、同一資本関係にある申請者が、同一敷地内もしくは遠隔地の複数の建築物（民生用）を群管理する場合</p>	<p>複数の民生用狭小建築物、テナント、チェーン店舗（工場等は不可）等にエネルギー計量装置を設置し、エネルギー管理を行う場合</p> <p>当該補助事業専用機器の場合補助対象</p> <p>補助対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 計測装置 データ転送装置 エネルギー監視装置
申請者	原則建築物（設備）の所有者全員 E S C O リース事業者	<p>原則建築物（設備）の所有者全員 E S C O、エネルギー管理事業者 リース事業者</p> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が親機能に係る部分をE S C O、エネルギー管理事業者に委託する場合は、共同申請とする。 平成14～22年度B E M S 導入支援事業にて群管理を形成している事業者が新たに申請建築物を既存群管理に加える場合は、当該申請区分にて申請のこと。 	<p>エネルギー計量装置の所有者 E S C O、エネルギー管理事業者 リース事業者</p> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域にわたって同一（系列）店舗等を展開し、これらのエネルギー管理を一体的に行う店舗経営者等。 店舗経営者等からエネルギー管理を請け負うE S C O、エネルギー管理者 店舗経営者とE S C O、エネルギー管理事業者が共同事業を実施する場合は共同申請。
建築物規模	特定しない	特定しない	狭小建築物、テナント、チェーン店舗等
工事区分	既築、新築、増築、改築	既築、新築、増築、改築	既築
申請単位	<p>建物毎に申請</p> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物全体で申請のこと。部分的な申請は不可。 	<p>親ビル（親機能）と子ビルを一括で申請</p> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物全体で申請のこと。部分的な申請は不可。 	<p>複数の管理対象（狭小な建築物等）を一括で申請</p> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> テナント部分だけの申請も可。
交付要件付加事項		1) 親ビル（親機能）におけるエネルギー監視装置は、管理対象に係る部分を補助対象とし、将来拡張機能（例：未接続部分）は補助対象範囲外。	1) エネルギー監視装置においては、管理対象にかかる部分のみを補助対象とし、将来拡張機能（例：未接続部分）は補助対象外。

親ビル：ビル群管理を行うための主装置（親機能）を設置する建築物

子ビル：エネルギー管理を親ビルで実施する建築物

4-5 交付の決定について

交付決定に当たっては、S I I 内に設置した審査委員会における補助事業者の選定結果を踏まえ、さらに以下の事項に留意して採択者を決定する。必要に応じて申請者へヒアリングを行う。

- 補助事業の内容が、交付要件を満たしていること。
- 申請者の資金調達計画等が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である（直近の決算において、少なくとも債務超過でない）と見込まれること。
- 補助対象経費（設計費、設備費、工事費、諸経費）は、当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として、算定されているものであること。
- 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）が含まれていないこと。

交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知する。

なお、申請物件について他の補助事業等に重複して応募している場合、それらを取り下げることを条件に交付決定することとする。

4-6 補助事業の開始について

補助事業者は、S I I から交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始（設計、工事等の発注、契約）が可能とする。なお、交付決定前に発注、契約等を行っていた場合は、交付決定の取消しとなる。（E S C O事業の補助対象事業部分も例外ではない。）したがって、補助対象となる設計、工事などの発注、契約等を行うにあたっては、以下の点に留意すること。

- ① 発注日、契約日は、S I I の交付決定日以降であること。なお、複数年度に渡る事業であって、2年度目以降の場合は、この限りではない。
- ② 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、交付決定後に3社以上の競争入札によって発注先を決定すること。
- ③ 競争入札によりがたい場合は、その理由を明確にするとともに、価格の妥当性についても根拠を明確にすること。
- ④ 補助対象外の工事等が発生する場合も、原則として補助対象部分を明確にして補助対象外を含めた全体工事を一括で契約・発注すること。なお、補助対象部分と補助対象外部分を分離して契約する方が合理的である等の理由により、分離契約・発注で処理する場合においても、申請範囲の補助対象外部分について実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にすること。
- ⑤ 当該年度に実施された設計、機械装置購入、工事等については、当該年度中（補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。
- ⑥ 複数年度にわたる事業を一括で契約する場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び金額等が確認できる形態にすること。

事業開始にあたって、補助事業の遂行についての事務取扱説明会を実施する。さらに必要に応じて交付決定日以降に現地確認を実施する。

4-7 補助事業の計画変更について

補助事業の実施中に、事業の内容に変更がある場合は、あらかじめS I Iに報告し、S I Iの指示に従うものとする。

4-8 補助事業の完了について

補助事業者が、工事請負業者等に対してすべての支払いを完了した時点をもって、補助事業の完了とする。

4-9 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに、「補助事業実績報告書」をS I Iに提出する。

S I Iは、「補助事業実績報告書」を受領した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い（確定検査の実施）、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知（確定通知）する。

なお、補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む）がある場合は、補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすることがある。

4-10 確定検査

確定検査は、補助事業がその目的及び交付決定内容に沿って適正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものである。その内容は概ね次表による。

区分	検査項目	小項目	内容
書類検査	事業内容確認	事業の正当性	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業の内容、実施場所及び実施期間が交付申請書類（添付書類を含む）及び交付決定時の内容に一致しているか。 補助事業の収支及びその経費区分が適切か。
		工事内容確認	設計
	価格・数量の妥当性		<ul style="list-style-type: none"> 実勢単価等を使用している場合は、各種の単価表等による妥当性。 設計図書、材料計算表を点検して所要材料、工数等が正確に計上されているか否か。 設計と積算内容が一致しているか否か。
	請負工事業者選定の妥当性		<ul style="list-style-type: none"> 競争関係が成立しているか。 一般競争入札または指名競争入札の場合は、入札が適正に実施されたか否か。指名競争入札の場合は、入札参加業者の指名の基準、理由等が適正か否か。 予定価格の設定の考え方及び最低制限価格の設定が妥当か。
	契約		<ul style="list-style-type: none"> 契約内容が適切に明記されているか。 契約内容と工事内容・記録、S I Iへ提出した各種書類と整合性が図られているか。
	機器類納品状況		<ul style="list-style-type: none"> 物品納入書、検収調書等により設計書及び仕様書に示された条件に適合しているか。 検収・検査が適正に行われたか否か。
	施工管理・監理		工事日誌、工事中写真（施工前、後）等からの妥当性。
その他	補助事業実施上必要な関係書類の妥当性。 <ul style="list-style-type: none"> 契約書類（リース、ESCO等） 利益排除額の妥当性（根拠書類） 新築の場合その物件が補助事業者の所有となっているか（登記簿により確認）。 		
現地検査	施工状況確認	<ul style="list-style-type: none"> 設計通りの設備が使用（設備が他の用途に流用されていないか）され、予定通り施工されているか。 設計図面通りに施工が行われているか。 	
	運転状況確認	<ul style="list-style-type: none"> 設置した設備が所定の性能を発揮しているか。 運転日誌等によりエネルギー管理が適切に行われているか。 施設の管理及び使用の状況等について確認する。 	

4-11 補助金の支払いについて

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をS I Iに提出する。S I Iは、「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払う。

4-12 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は、耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、S I Iは交付決定を取り消し、加算金（年利10.95%）とともに補助金全額の返還を求めることがある。

S I Iは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をS I Iに納付させることができるものとする。

4-13 採択案件の公表について

交付決定後、採択分については事業者名、事業概要等をS I Iホームページに掲載する。また、審査委員会の委員名を公表する。

4-14 利用状況の報告について

補助事業者は、当該システム導入後、既築は1年間、新築は2年間、毎年度のデータを、「実施状況報告書」によりS I Iへ提出する。その提出期限は、1年分のデータを収集した翌年度の4月末とする。

なお、その実績値が申請目標値を下回る場合は、目標達成まで提出するものとする。

S I Iは、当該システムの普及促進を目的に毎年度のデータを収集・分析し、成果発表会（事業者による発表）を開催する。

4-15 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係わる事務処理をする他、当S I Iが開催するセミナー、シンポジウム、事業改善のためのアンケート調査、公募説明会等のご連絡について、利用させて頂くことがあります。

4-16 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ④ S I Iの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

5. 申請及び審査について

5-1 申請条件

申請に際しては、以下の条件を満足すること

- ・ 省エネ率は1%以上とする。
- ・ 費用対効果は、
 - 単独管理、群管理：10万円/GJ・年 未満で有ること。
 - モニタリング管理：1万円/GJ・年 未満で有ること。

5-2 審査項目

システムの審査項目は以下のとおりとする。

	審査項目	内容	備考
①	エネルギー消費効率	・ 建築物にBEMS等を導入した場合の省エネルギー率により評価を行う。	
②	費用対効果	・ 建築物にBEMS等を導入した場合の費用対効果により評価を行う。	補助事業に要する経費ベースの費用対効果
③	その他	・ 先進的な技術が導入されている ・ 技術が充実している ・ 設備に汎用性がある ・ 一般的な建築物で今後普及の可能性があるシステムである ・ 省エネルギーに対する取組内容 ・ ESCO事業	

5-3 審査方法

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会に諮り、審査項目に従って審査を実施する。

5-4 補助事業者の選定

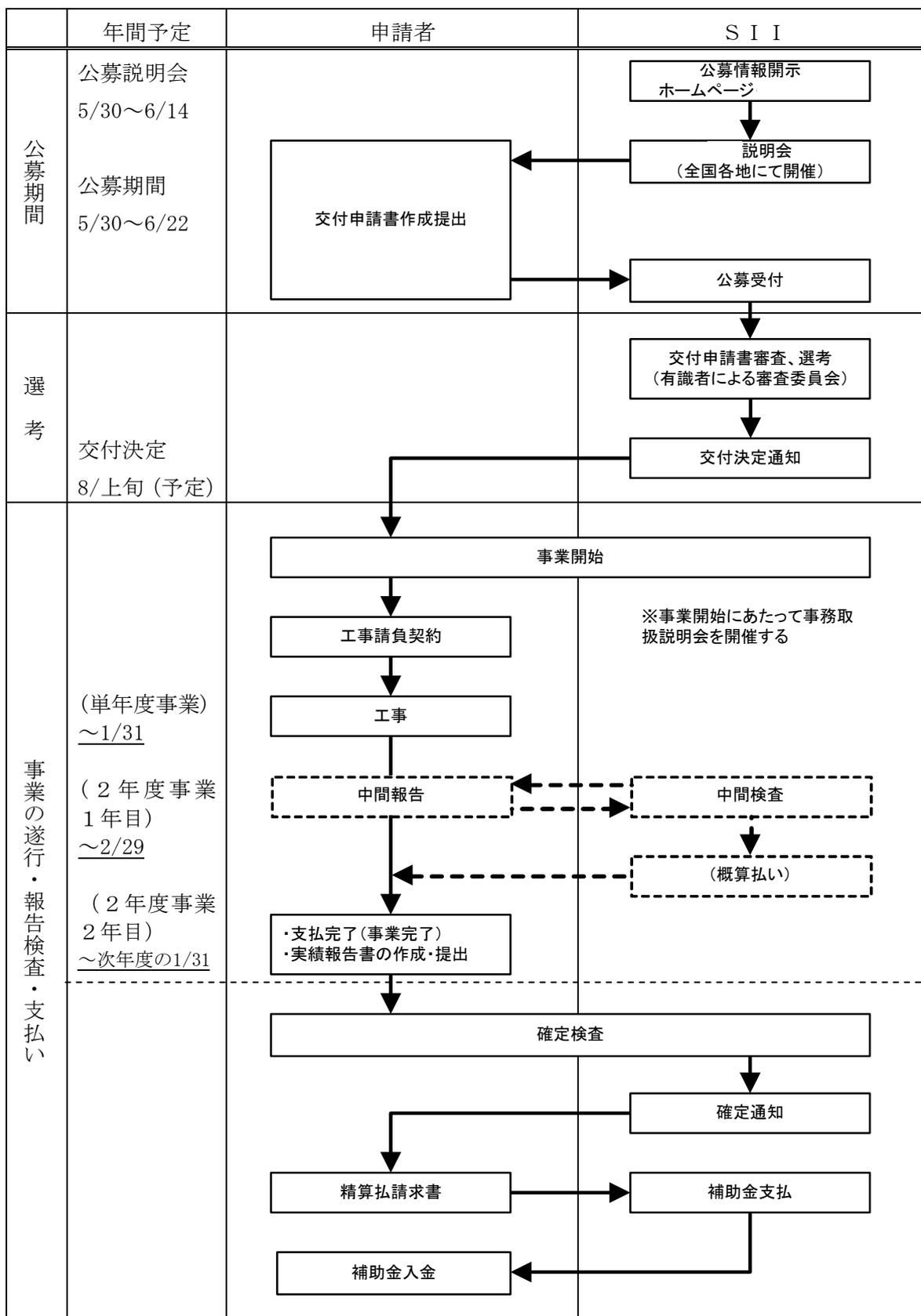
審査項目の合計で総合点を算出し、総合点を参考にしつつ審査委員会の審査を踏まえ、補助事業者を選定する。

公募が予算額を超える場合は、以下の調整をさせていただく場合があります。

【調整事項】

- (1) 総合点が上位のものを優先
- (2) 交付決定金額の調整
- (3) 同一の申請者による複数の申請案件について、申請件数や金額の調整

6. 年間スケジュール



7. 公募期間及び書類提出先

7-1 公募期間

平成23年5月30日(月)～平成23年6月22日(水) 17:30(必着)

※当日消印、配送業者受付印等有効

7-2 提出先および問合せ先

〒104-0061 東京都中央区銀座 8-18-11 銀座エスシービル 8階

TEL : 03-5565-4063 FAX : 03-5565-4062

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
審査第2グループ BEMS担当宛

お問い合わせ：平日 10:00～12:00、13:00～17:00

7-3 申請方法

以下のいずれかの方法で申請する。

[方法1]

S I I ホームページ (<http://www.sii.or.jp/>) で、アカウント登録した後、補助事業ポータルにて必要事項の入力を行う。

交付申請書等は、補助事業ポータルの入力完了後に補助事業ポータルより発行できます。実施計画書等の様式は補助事業ポータルよりダウンロードしてください。

ただし、交付申請書様式は補助事業ポータルの入力完了後に発行できますが、提出には代表者印が必要です。

※補助事業ポータル上での入力だけでは申請と認められません。

必ず必要提出書類一式を郵送してください。郵送期間を考慮して締切前に余裕を持って行ってください。(原則として持ち込みは受け付けません)

[方法2]

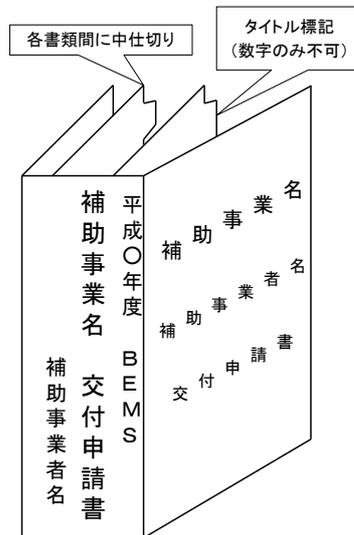
① S I I ホームページで「様式及び作成要領」をダウンロードし、提出に必要な書類を作成する。

② 作成した書類を郵送する。(原則として持ち込みは受け付けません)

(注意) 郵送宛先には略称「S I I」は使用しないこと。

8. 提出書類

申請者は、公募期間中に以下の書類1部をS I Iに提出する。申請書類はA4ファイル綴じ（紙ファイル不可）とし、一冊にまとめ表紙及び背表紙に事業名称及び事業者名を記載すること。また、各書類が脱落しないように工夫すると共に、次ページの書類名ごとに適宜タイトルを記した(数字不可)中仕切りを挿入し、閲覧しやすいように纏めること。



A4版ファイル

ファイル体裁

提出書類一覧

No.	区分	書類名	備考	
①	チェックシート	申請する各書類を自らチェックし、書類の冒頭に挿入すること		
②	交付申請書	交付規程第6条第1項の規定に基づく様式第1	記載例1参照	
	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分		
	別紙2	補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額		
③	提案概要書		記載例2参照	
④	実施計画書		記載例3参照	
	別添1	課税事業者届出書	記載例4参照	
	別添2	システム概要図	記載例5参照	
	別添3	エネルギー計量計画図	記載例6参照	
	別添4	省エネルギー計算書	記載例7参照	
	資料	省エネルギー計算書の計算根拠		
		過去3年間のエネルギー消費実績書（既築の場合）		
工事概略予算書（補助事業者が作成した概略内訳書）				
	主要機器、工事の参考見積書			
⑤	エネルギー管理計画書			
⑥	その他	会社概要書（会社案内等）		
		事業実績（決算報告書等）		
		事業者の登記簿謄本（旧名称等不可）	原本	
		（個人の場合）印鑑証明の原本、確定申告の写し		
		建物の登記簿謄本（既築の場合）	原本	
		（設備所有者と建物所有者が違う場合） ・建物所有者全員の設備設置承諾書	記載例8参照	
		（区分所有建物で管理者もしくは管理組合法人で申請の場合） ・建物所有者全員の委任状 ・管理規約、集会の決議	記載例9参照	
		リース契約書（案）及びリース料計算書	リースの場合	
		ESCO等契約書（案）及びESCO料計算書	ESCO等の場合	
		案内図、建物配置図、平面図、システム系統図等		
		省エネルギーへの取組が記載された根拠書類		
その他事業説明に必要な書類				

※2年度事業の2年目に申請する資料は①～③及び④の実施計画書を提出する。

9. チェックシート

平成23年度 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(BEMS導入支援事業)

事業者名				
補助事業名称				
事業期間区分	<input type="checkbox"/> 単年度	<input type="checkbox"/> 複数年度(1年目)	<input type="checkbox"/> 複数年度(2年目)	
申請者区分	<input type="checkbox"/> 建築主等	<input type="checkbox"/> ESCO	<input type="checkbox"/> エネルギー管理事業者	<input type="checkbox"/> リース
申請区分	<input type="checkbox"/> 単独管理	<input type="checkbox"/> 群管理	<input type="checkbox"/> モニタリング管理	

提出書類確認表

No.	区分	書類名	備考	資料区分	WEB出力	確認欄
①	チェックシート	提出書類確認表		全	-	
		チェックリスト		全	-	
②	交付申請書	カガミ	記載例1参照	全	有	
		本文	記載例1参照	全	有	
②	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分	別紙1参照	全	有	
		補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額	別紙2参照	全	有	
③	提案概要書	提案概要書	記載例2参照	全	-	
④	実施計画書	1. 申請者の概要	記載例3参照	全	有	
		申請者概要一覧	申請者が複数いる場合	該	有	
		2. 連絡先	記載例3参照	全	有	
		3. 建物の概要、4. 事業実施に係る事項	記載例3参照	全	有	
		建物概要一覧	事業対象の建物が複数存在する場合	該	有	
		5. エネルギー計量計画(別添3)	別添3参照	全	-	
		6. 事業内容	記載例3参照	全	有	
		7. 導入効果等	記載例3参照	全	有	
		8. 事業実施工程	記載例3参照	全	有	
		事業実施工程スケジュール	記載例3参照	全	-	
④	9. 所要資金計画及び資金調達計画	所要資金計画<全体>	記載例3参照	全	有	
		所要資金計画<1年度><2年度>	単年度事業の場合は省略	該	有	
④	資料	10. 補助事業実施体制	記載例3参照	全	-	
		別添1 課税事業者届出書	記載例4参照	該	-	
		別添2 システム概念図	記載例5参照	全	-	
		別添3 エネルギー計量計画図	記載例6参照	全	-	
		別添4 省エネルギー計算書	記載例7参照	全	有	
		省エネルギー計算書の計算根拠		全	-	
		過去3年間のエネルギー消費実績書	既築のみ	該	-	
		工事概略予算書(補助事業者が作成した概略内訳書)		全	-	
		主要機器、工事の参考見積書		全	-	
		⑤	エネルギー管理計画書			全
⑥	その他	(1) 会社概要書(会社案内等)		全	-	
		(2) 事業実績(決算報告書等)		全	-	
		(3) 事業者の登記簿謄本(原本)		全	-	
		(4) 印鑑証明	個人の場合	該	-	
		(5) 確定申告の写し	個人の場合	該	-	
		(6) 建物の登記簿謄本(原本)	既築のみ	該	-	
		(7) 設備所有者全員の設備設置承諾書	設備所有者と建物所有者が違う場合(記載例8参照)	該	-	
		(8) 建築物所有者全員の委任状			-	
		(9) 管理規約	区分所有建物で管理者もしくは管理組合法人で申請の場合	該	-	
		(10) 集会の決議			-	
		(11) リース契約書(案)	リースのみ	該	-	
		(12) リース料計算書			-	
		(13) ESCO契約書(案)	ESCOのみ	該	-	
		(14) ESCO料計算書			-	
		(15) 建物案内図		全	-	
		(16) 建物配置図		全	-	
		(17) 建物平面図		全	-	
		(18) システム系統図面		全	-	
		(19) 省エネルギーへの取組が記載された根拠書類		全	-	
		(20) その他事業説明に必要な書類		該	-	

全: 全事業に対して提出が必要。 該: 該当する事業に対して提出が必要。

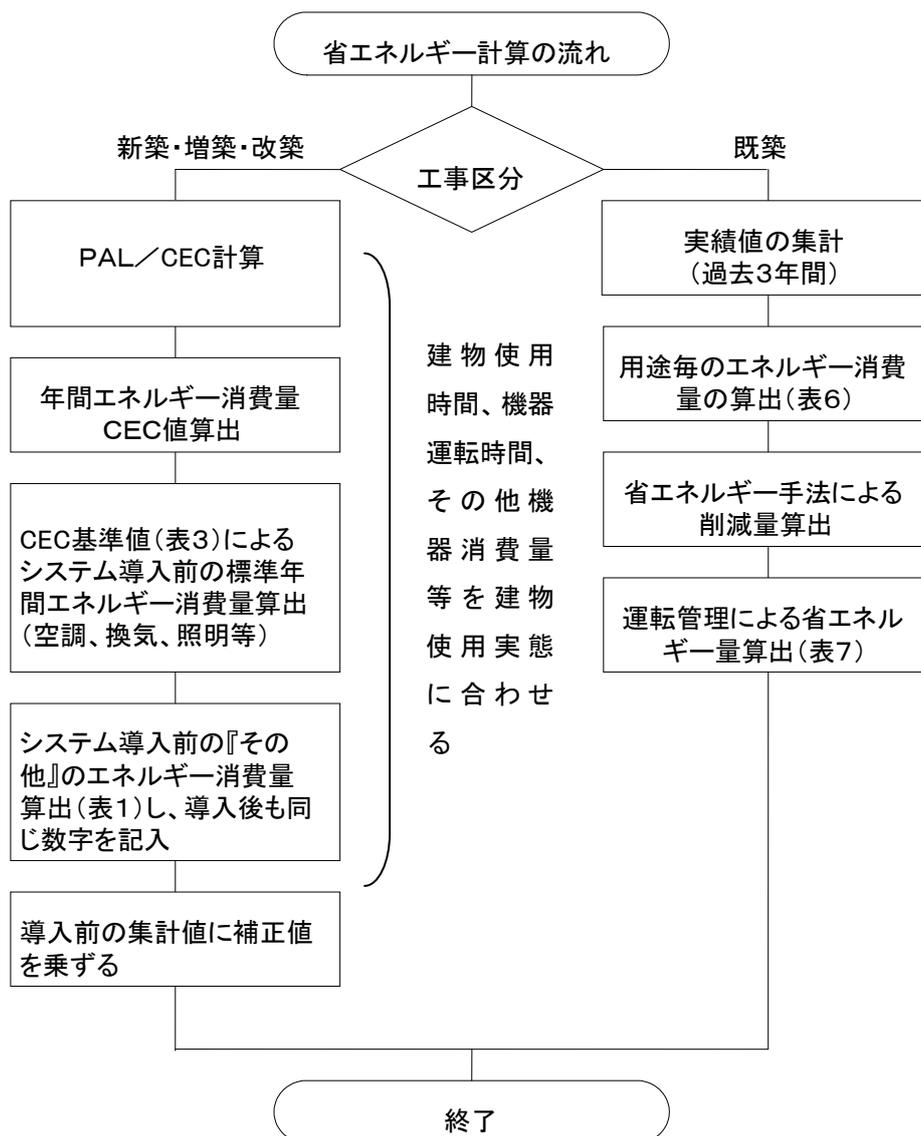
申請書類チェックリスト

No.	書類名	別紙	項目	内容	確認欄	
①	チェックリスト	本紙		自らチェックしたチェックリストがついているか		
	中仕切り			書類名ごとに挿入しているか		
②	交付申請書	本文	申請者住所	共同申請の場合は全員が申請書に記入されているか 事業者登記簿に記載の住所及び氏名と一致しているか		
			申請者名称	(株)等の略表示は不可 → 株式会社		
			押印	朱印であるか(個人の場合は印鑑証明印)		
			代表者氏名	共同申請者の場合、すべての捺印があるか 役職名に誤りがないか ex. 代表取締役社長、取締役社長等		
			エネルギー削減率	提案概要書、実施計画書の削減率と一致しているか		
			補助金交付申請額	別紙1、提案概要書、実施計画書の金額と一致しているか		
			補助事業の開始及び完了予定	事業完了予定年月日が事業完了期限日以前となっているか		
			別紙1 別紙2	各経費	小数点以下(消費税、補助率1/3の計算)で切り捨てられているか 計算間違いがないか	
		③	提案概要書	用途	民生用の建物であるか	
				補助金交付申請額	経費毎に誤記はないか (別紙1と一致しているか)	
概要図	概要図が記述されているか					
④	実施計画書	本文	2. 連絡先	S I Iとの窓口となる、事業をよく熟知した担当者か		
			3. 建物の概要	複数棟の場合、主たる建物の情報が記載され、延床面積については、全建物の延床面積の合計が記載されているか		
				複数棟の場合、個々の全建物の概要を「建物概要一覧」に記載し、添付されているか		
				複数棟の場合、建物名称に「全3棟」など、申請対象の棟数がわかるように記載されているか		
			6. 事業内容	事業の内容が項目毎に記載されているか		
			7. 導入効果等	省エネルギー計算書の数値が誤り無く(単位等)記載されているか		
			8. 事業実施工程	事業実施工程にスケジュールが記載もしくは添付されているか		
				スケジュール表に完了予定日が記述されているか		
			9. 所要資金計画及び資金調達計画	計算間違いがないか、他の書類と金額が一致しているか		
		別添1	課税事業者届出書	交付申請書類の日付と一致しているか		
				申請者の標記が交付申請書と一致しているか		
				課税期間が事業者の事業年度と一致しているか		
		別添2	システム概要図	導入システム毎に表現されているか		
別添3	エネルギー計量計画図	適宜凡例等を用いてわかりやすく表現されているか				
		設備区分毎に計量メータが記述されているか				

④	別添 4	省エネルギー計算書	省エネルギー計算書（根拠）が添付されているか	
			システム導入前後で、計算間違いがないか	
			「その他」のエネルギー量は導入前後で同じ値となっているか	
		省エネルギー計算書の根拠書類	省エネルギー計算の根拠が明確に示されているか	
			過去3年間のエネルギー種別毎の実績が添付されているか（既築の場合のみ）	
			省エネルギー計算の根拠書類（実測値、機器能力表カタログ等）	
工事概略予算書	製造者見積等を参考にした事業者の概略予算書となっているか			
製造者見積書	主要機器の参考見積書が添付されているか BEMS装置等は構成装置毎の見積りになっているか			
⑤	エネルギー管理計画書		各項目が記述されているか	
⑥	その他	会社概要	会社案内等が添付されているか	
			申請者もしくは所有者が複数の場合、申請者もしくは所有者ごとに添付されているか	
		事業実績	直近の決算報告書等が添付されているか	
			申請者もしくは所有者が複数の場合、申請者もしくは所有者ごとに添付されているか	
		事業者の登記簿謄本	原本が添付されているか	
			申請者もしくは所有者が複数の場合、申請者もしくは所有者ごとに添付されているか	
		申請者もしくは所有者が個人の場合	印鑑証明、確定申告の写しが添付されているか	
		建物の登記簿謄本	既築の場合、原本が添付されているか	
			所有者全員が申請者となっているかもしくは全員の設備設置承諾書あるいは委任状があるか	
			設備所有者と建物所有者が異なる場合、建物所有者全員の設備設置承諾書が添付されているか	
			区分所有の建物で管理者もしくは管理組合法人が申請者の場合、建物所有者全員の委任状と規約、集会決議が添付されているか	
		リース契約書（案） （リースの場合）	リース期間終了後の設備の管理責任が明確にされているか	
		リース料計算書 （リースの場合）	リース料から補助金相当分が減額されているか	
		ESCO等契約書（案） （ESCOの場合）	省エネに係るパフォーマンスの記述があるか	
			補助対象設備の耐用年数と同等の契約年数か	
		ESCO料計算書 （ESCOの場合）	ESCO料から補助金相当分が減額されているか	
		案内図、建物配置図、平面図等	スケール（縮尺）、方位、面積等の表現があるか	
		システム系統図等	熱源、空調システムや電気設備等の全体像が表現されているか	
		その他	省エネルギーへの取組が記載された根拠書類	
事業説明に必要な補足説明書類があるか				

10. 補足説明

10-1 エネルギー消費量算出について



(1) 新築、増築及び改築の建築物にBEMS等を導入する場合

建築物の「標準年間エネルギー消費量」に対する削減率を求める。

$$\text{年間エネルギー削減率} = 1 - \frac{\text{年間エネルギー消費量}}{\text{標準年間エネルギー消費量}}$$

年間エネルギー消費量（システム導入後）及び標準年間エネルギー消費量（システム導入前）の計算は、建築物の用途・規模に拘わらず、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」（平成21年経済産業省・国土交通省告示第3号）に記載されたCEC計算に基づき算出する。但し、建物使用时间、機器運転時間、その他機器のエネルギー消費量等を建物使用実態にあわせてエネルギー消費量に反映すること。

又、補助対象外の機器の効率化による省エネルギー量の算入可とする。

1) 年間エネルギー消費量

「年間エネルギー消費量」は、表1に示すエネルギー消費係数（CEC）計算で求められる用途毎（空調、換気、照明等）の年間一次エネルギー消費量の合計（a）と、（a）で求められていないその他負荷の年間一次エネルギー消費量（b）の和とする。

$$\text{年間エネルギー消費量} = \Sigma \text{CEC}_{\text{用途}} \times \text{年間一次エネルギー消費量 (a)} + \text{その他負荷の年間一次エネルギー消費量 (b)}$$

（b）は、（a）で計算対象となっていないその他負荷の年間一次エネルギー消費量を個別に算出するか、空調と照明の標準年間エネルギー消費量の合計に次式で示す係数を乗じて求める。

$$\text{その他負荷の年間一次エネルギー消費量} = 0.4 \times (\text{CEC}_{\text{空調}} \cdot K_{\text{空調}} + \text{CEC}_{\text{照明}} \cdot K_{\text{照明}})$$

$\text{CEC}_{\text{空調 or 照明}}$: 用途毎のCEC基準値（表3）

$K_{\text{空調 or 照明}}$: 用途毎の年間仮想負荷

表1. 年間エネルギー消費量の算出

用途区分		建物区分						
		ホテル等	病院等	物販店舗等	事務所等	学校等	飲食店等	集会所等
年間消費エネルギー量	空調 (AC)	○	○	○	○	○	○	○
	換気 (V)	○	○	○	○	○	○	○
	照明 (L)	○	○	○	○	○	○	○
	給湯 (HW)	○	○	○	×	×	×	○
	昇降機 (EV)	○	×	×	○	×	×	×
	コンセント	×	×	×	×	×	×	×
	厨房	×	×	×	×	×	×	×
	給排水	×	×	×	×	×	×	×

○ : エネルギー消費係数（CEC）計算で求められる年間一次エネルギー消費量（a）

× : その他負荷の年間一次エネルギー消費量（b）

表2. 民生用建築物

ホテル等	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
病院等	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
物販店舗等	百貨店、マーケットその他これらに類するもの
事務所等	事務所、地方公共団体の支庁、図書館、博物館その他これらに類するもの
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他これらに類するもの
集会所等	公会堂、集会場、ボウリング場、体育館、劇場、映画館、パチンコ屋その他これらに類するもの

対象外建築物の例

工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場、その他これに類するもの

2) 標準年間エネルギー消費量

「標準年間エネルギー消費量」は、以下により求める。

標準年間エネルギー消費量

$$= (\sum CEC_i \cdot K_i + \text{その他負荷の年間一次エネルギー消費量}) \times 0.95$$

CEC_i : 用途毎のCEC基準値 (表3)

K_i : 用途毎の年間仮想負荷

(参考) CECは、以下の式で求められる。

$$CEC = \frac{\text{年間一次エネルギー消費量}}{\text{年間仮想負荷}}$$

表3. CEC基準値

建物区分 CEC基準値	ホテル 等	病院等	物販店 舗等	事務所 等	学校等	飲食店 等	集会所 等
空調 (CEC/AC)	2.5	2.5	1.7	1.5	1.5	2.2	2.2
換気 (CEC/V)	1.0	1.0	0.9	1.0	0.8	1.5	1.0
照明 (CEC/L)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
給湯 (CEC/HW)	$0 < I_x \leq 7$ の場合 1.5 $7 < I_x \leq 12$ の場合 1.6 $12 < I_x \leq 17$ の場合 1.7 $17 < I_x \leq 22$ の場合 1.8 $22 < I_x$ の場合 1.9		I_x は、給湯に係る循環配管及び一次側配管の長さの合計(単位m)を全使用湯量(単位 m^3)の日平均値で除した値とする。				
昇降機 (CEC/EV)	1.0	—	—	1.0	—	—	—

なお、一次エネルギー消費量の換算値は表4による。

表4. 一次エネルギー換算値

種別	一次エネルギー換算値
重油	1 リットルにつき 41,000 キロジュール
灯油	1 リットルにつき 37,000 キロジュール
液化石油ガス	1 キログラムにつき 50,000 キロジュール
都市ガス (13A)	1 立方メートルにつき 46,000 キロジュール
他人から供給された熱 (蒸気、温水、冷水)	1 キロジュールにつき 1.36 キロジュール又は最新のものがある場合はその値
電気	1 キロワット時につき9,760 キロジュール (夜間買電を行う場合においては、8時から22時までの消費電力量については1 キロワット時につき9,970 キロジュールと、22時から翌日8時までの消費電力量については1 キロワット時につき9,280 キロジュールとすることができる)

(2) 既築の建築物にBEMS等を導入する場合

過去3年間の一次エネルギー消費量の平均値に対する削減率を求める。

$$\text{年間エネルギー削減率} = 1 - \frac{\text{年間エネルギー消費量}}{\text{過去3年間の一次エネルギー消費量の平均値}}$$

年間エネルギー消費量：BEMS等導入後の年間エネルギー消費量

表5. 既築の計算手順

No.	計算手順	内容	備考
1.	実績値の集計	過去3年間の電気、ガス、油等の使用量を把握し、一次エネルギー消費量の平均値を求める。	一次エネルギー消費量の換算値は表4による。
2.	用途区分毎のエネルギー消費量の算出	1. で求めた一次エネルギー消費量(平均値)を、用途区分毎(空調、換気、照明、給湯、昇降機、その他)の値に仕分ける。用途毎の実績値が不明な場合は、表6の比率を用いる。	用途区分毎の実測値がある場合はその数値を用いる。
3.	システムによる省エネルギー量の算出	導入するシステム毎に省エネルギー量を求める。 例 (VAV: ○MJ/年、VWV: △MJ/年)	機器の効率化(例: 高効率冷凍機の更新等)による省エネルギー量の算入も可。
4.	BEMS等による運転管理の省エネルギー量の算出	BEMS等を用いた運転管理による省エネルギー量について、表7の削減率を参考に、それぞれの運転管理計画の実情に見合った値を算出する。	上記手法3. と重複算入は不可(例: 室内条件の緩和等)
5.	総合評価(年間エネルギー削減率)	2. で求めた消費エネルギーと3. 4. の効果を差し引きまとめる。	

- 省エネルギー量の算出にあたっては、手法毎に根拠を明確にわかりやすく記述すること。
- 表7による削減量算出は、3. の各省エネルギー効果を考慮した数値に適応すること。

表6. 用途毎エネルギー消費比率 (%)

建物区分 用途区分	ホテル等	病院等	物販店舗等	事務所等	学校等	飲食店等	集会所等
空調	46	30	41	50	41	41	41
換気	5	10	10	5	10	15	10
照明	10	10	25	20	25	20	25
給湯	31	42	11	—	—	—	11
昇降機	3	—	—	3	—	—	—
その他	5	8	13	22	24	24	13
計	100	100	100	100	100	100	100

注意：既築の建築物で、大規模な修繕・模様替、建物用途の変更等の場合には、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」に準じた性能を満たすものとし、PAL/CEC計算によりエネルギー消費量を求めること。

表7. BEMS等を用いた運転管理によるエネルギー削減率の試算例

項目	実施例	用途区分別の削減率		
		空調	換気	照明
運転時間管理	使用していない室の照明・空調・換気を消す／昼休みの消灯／入退室管理と空調・照明との連動など	1 %	1 %	1 %
室内環境管理	室内温湿度条件の緩和など (26℃→27℃)	1 %	—	—
機器の運転効率管理	熱源・ポンプ・空調機などの運転効率測定による不具合の改善、洗浄の実施など	2 %	—	—

— 表7の数値適用の考え方 —

区分	空調	説明
導入前	100	導入前の空調エネルギー消費量
変風量効果	-5.52	変風量による削減量
変流量効果	-3.05	変流量による削減量
導入後 (省エネ効果のみ)	91.43	省エネ効果のみの小計
運転管理	-0.91	表7の削減量
室内環境管理	-0.91	
機器の運転効率管理	-1.83	
導入後 (最終値)	87.8	導入後の空調エネルギー消費量

【記載例 1】

様式第 1

事業者自身が書類管理の目的で発行する書類番号。申請者において複数の補助事業を申請する場合は、必ず付けること。
例：〇〇第23-00●号（悪い例 番1号）

番 号

平成23年〇〇月〇〇日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤 池 学 殿

共同申請の場合、補助金の支払いを受ける事業者を最上段に記載すること

住 所 東京都中央区〇〇町〇〇丁目〇番〇号

申請者
名 称 株式会社〇〇

代表者等名 代表取締役 環境 太郎

印

平成23年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
（BEMS 導入支援事業）交付申請書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS 導入支援事業）交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅物・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

改ページ
（“記”以降は 2 ページ目とする）

記

- 1. 補助事業の名称
株式会社〇〇 本社ビルBEMS工事

事業完了後も用いることから、簡潔にわかりやすい表現とする（概ね25文字以内）、〇〇新築工事、（仮称）〇〇等の表現は不可

- 2. 補助事業の目的及び内容

高効率機能の採用、搬送動力の低減、BEMSによる最適制御などの高効率エネルギーシステムの組み合わせにより、エネルギー消費量の低減と環境負荷の低減を実現する。

- 3. 補助事業の実施計画

事業期間区分 単年度・複数年度（1年目）・複数年度（2年目）
 申請区分 単独管理・群管理・モニタリング管理
 工事区分 新築・増改築・既築
 採用システム
 ①熱源台数制御
 ②冷却水ポンプ変流量制御、
 ③冷温水二次ポンプ変流量制御
 ④空調機変風量制御
 ⑤駐車場換気量制御
 ⑥照度センサーによる証明制御
 ⑦中央監視・エネルギー管理

エネルギー削減率 16.72 %

- 4. 補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費	176,028,300 円
(2) 補助対象経費	164,170,000 円
(3) 補助金交付申請額	54,723,332 円

別紙1
各経費の合計

- 5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙1）
- 6. 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額（別紙2）

交付決定日予定日以降の日とする「交付決定日」としても可

- 7. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 開始年月日	交付決定日
(2) 完了予定年月日	平成24年 1月31日

支払い完了日を事業の完了日とし、単年度事業は平成24年1月31日以前、2年度事業は平成24年2月29日以前の日付とする

(注) 1. この申請書には、以下の書面を添付すること。

- (1) 申請者の経理の状況及び補助事業に係る資金計画を記載した書面
- (2) 申請者が申請者以外の者と共同して補助事業を行おうとする場合にあっては、当該事業に係る契約書の写し
- (3) そのS I Iが指示する書面

2. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$

※ 一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入しようとする方に交付するものです。

※の文章は削除しないこと

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象経費の 区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請 額
I 設計費	0	0	1 / 3	0
II 設備費	119,546,000	117,620,000		39,206,666
III 工事費	48,100,000	46,550,000		15,516,666
IV 諸経費	0	0		0
消費税	8,382,300	0		0
合計	176,028,300	164,170,000		54,723,332

機器費、材料費

補助対象外を含めた省エネ工事
全体の経費を記入
(省エネ効果に参入した設備、工事は
全て含める)

工事請負契約外の
経費(引込負担金、
旅費、会議費など)
がある場合は記入

労務費、運搬費、試
運転調整費、仮設
費、工事管理費など

切り捨て、1円単位まで

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

補助対象経費の 区分	補助事業に要する経費				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
I 設計費	0	0	0	0	0
II 設備費	0	0	0	119,546,000	119,546,000
III 工事費	0	0	0	48,100,000	48,100,000
IV 諸経費	0	0	0	0	0
消費税	0	0	0	8,382,300	8,382,300
合 計	0	0	0	176,028,300	176,028,300

【記載例 2】 <本資料は補助事業ポータルを使用の場合、様式ファイルからの手入力となります>
 平成 23 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（BEMS 導入支援事業）

提案概要書

補助事業者	株式会社〇〇		
補助事業名	株式会社〇〇本社ビルBEMS工事		
事業概要	工事区分	新築	
	申請区分	群	
	管理建物数	1棟（株式会社〇〇本社ビル）	
	管理点数	1920点	
	延床面積	21,980㎡	
	通信プロトコル	BACnet ・ LonTalk ・ IP ・ 独自 ・ その他（ ）	
	エネルギーコスト負担者	申請者 ・ テナント ・ その他（ ）	
採用システム	①熱源台数制御、②冷却水ポンプ変流量制御、③冷温水二次ポンプ変流量制御、④空調機変風量制御、⑤駐車場換気量制御、⑥照度センサーによる照明制御、⑦中央監視・エネルギー管理		
経費	補助事業に要する経費	176,028,300円	
	補助対象経費	164,170,000円	
	補助金交付申請額	54,723,332円	
省エネ性能	エネルギー削減率	16.72%	費用対効果（1） 21,709円/(GJ/年)
	エネルギー削減量	7,562GJ/年	費用対効果（2） 23,278円/(GJ/年)
概要図	<p>電気&ガス代等の負担者（エネルギーコスト負担者） その他の場合は比率等で表現（申請者3：7 テナント）</p> <p>実施計画書 6. 事業内容 と整合性を図ること</p> <p>注 必ずシステム概要図面等で事業全体を表現すること</p> <p>事業全体の金額で表示する。</p>		
	担当者	建築開発部 開発第三課 課長 〇〇 〇〇 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 内線 〇〇〇 E-mail 〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇	

【記載例3】

実施計画書

事業者の登記と一致すること
(例：本社所在地)
複数の場合は、申請者毎に記述

1. 申請者の概要

(1) 会社所在地（申請者所在地）

申請者 1	申請者名	株式会社 ○○	
	住 所	〒 ○○○-○ ○○○	東京都中央区○町○丁目○番○号

(2) 申請者の消費税法の区分

区分	該当欄に ○印	課税事業者届出書 (別添1)の提出
・消費税法による課税事業者である	○	必要
・消費税法による課税事業者となる予定である		必要
・消費税法による課税事業者でない		不必要

※課税事業者もしくは、課税事業者となる予定である場合は課税事業者届出書（別添1）を添付すること。

(3) 申請者の業務実績に関する事項

(単位：千円)

事業報告期間	平成22年4月1日～平成23年3月31日		
資産合計	62,446,689	売上高	68,691,358
負債合計	52,677,243	経常利益	1,373,827
純資産合計	9,769,446	当期純利益	325,402

※申請者が複数の場合は、申請者概要一覧に追記のうえ、本ページの後ろに添付すること

2. 連絡先

S I I との実質的な窓口となるので、申請者に所属する事業を熟知した実質的な担当者とする

補助事業担当

会社名	株式会社〇〇	
所属、役職	建築開発部 開発第三課 課長	
氏名	〇〇 〇〇	
住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	東京都中央区〇町 〇丁目〇番〇号
T E L	〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)	
携帯電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
F A X	〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
E-MAIL	〇〇〇@〇〇〇.co.jp	

経理担当

会社名	株式会社〇〇	
所属、役職	総務部 経理課 課長代理	
氏名	〇〇 〇〇	
住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	東京都中央区〇町 〇丁目〇番〇号
T E L	〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)	
携帯電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
F A X	〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
E-MAIL	〇〇〇@〇〇〇.co.jp	

3. 建築物の概要

単独・群管理・モニタリングから該当するものを記入

申請区分	群管理	
名称	株式会社〇〇本社ビル（親ビル）	単独申請の場合、 カッコ内標記は 不要
所在地	〒〇〇〇-〇〇〇 東京都中央区〇町 〇丁目〇番〇号	
用途	事務所	
階数	地上12階、地下2階、塔屋2階	
構造	SRC造	
管理点数	1,920点	
延床面積	21,980㎡	
竣工年月	平成24年 1月（予定）	既築の場合は、建物竣工 年月を記入
最寄り駅	〇〇線〇〇駅 下車徒歩 分	

※案内図及び建物配置図を添付すること。また、基準階の平面図を添付すること。

※対象となる建物が複数の場合は、建物概要一覧を記載し、本ページの後ろに添付すること

4. 事業実施に関する事項

(1) 他の補助金との関係

なし

（注）当該事業と直接あるいは間接に関係する他の補助金を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金の内容を記載のこと。

(2) その他実施上問題となる事項

なし

（注）実施上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載のこと。

5. エネルギー計量計画

- (1) エネルギー計量計画図（別添3）を添付すること。
- (2) 熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔）、ポンプ、照明コンセント、その他の設備区分毎にエネルギー計量ができること。
- (3) 熱源補機（冷却塔、冷却水ポンプ、冷温水一次ポンプ）は熱源に含めること。
冷温水二次ポンプがない場合、冷温水一次ポンプはポンプに含めることが望ましい。
- (4) 収集データの保存方法についても記載のこと。
- (5) エネルギー計量は上記によるが、事業の状況に応じて実施内容を充実させること。

8. 事業実施工程

補助事業（全体）の開始及び完了予定日

開始年月日 交付決定日
完了予定年月日 平成25年1月31日

(注1) 複数年度にわたる事業の場合は、事業全体の期間を記載すること。

(注2) 単年度事業の場合は、記載を省略して作成のこと。

交付決定日以降の開始とする
「交付決定日」としても可

支払いの完了日を事業
の完了日とし、2年度
事業は平成25年1月31
日以前の日付とする

補助事業（当該年度）の開始及び完了予定日

開始年月日 交付決定日
完了予定年月日 平成24年1月31日

交付決定日以降の開始とする
「交付決定日」としても可

支払いの完了日を事業
の完了日とし、単年度事
業は平成24年1月31日以
前、2年度事業は平成24
年2月29日の日付とする

<本資料は補助事業ポータルを使用の場合、様式ファイルからの手入力となります>

スケジュール表<平成23年度>

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業者選定、契約			—							
熱源機器廻制御工事			—	—	—					
照明制御工事					—	—	—			
空調機廻制御工事					—	—	—			
計装配線工事							—	—		
試運転調整								—		

支払
1/31

スケジュール表<全体> (単年度事業の場合は省略)

支払日を必ず記入のこと

	平成23年度				平成24年度			
業者選定、契約	—							
熱源機器廻制御工事		—	—	—				
照明制御工事					—	—	—	
空調機廻制御工事					—	—	—	
計装配線工事						—	—	
試運転調整							—	

9. 所要資金計画及び資金調達計画

資金調達計画

項目	資金（円）
補助金	54,723,332
自己資金	71,304,968
借入金 (〇〇銀行)	50,000,000

工事費参考情報

項目	工事費 (円)	平米単価 (円/m ²)
事業全体の工事費	4,661,000,000	212,056
うち設備工事費	1,598,000,000	72,702

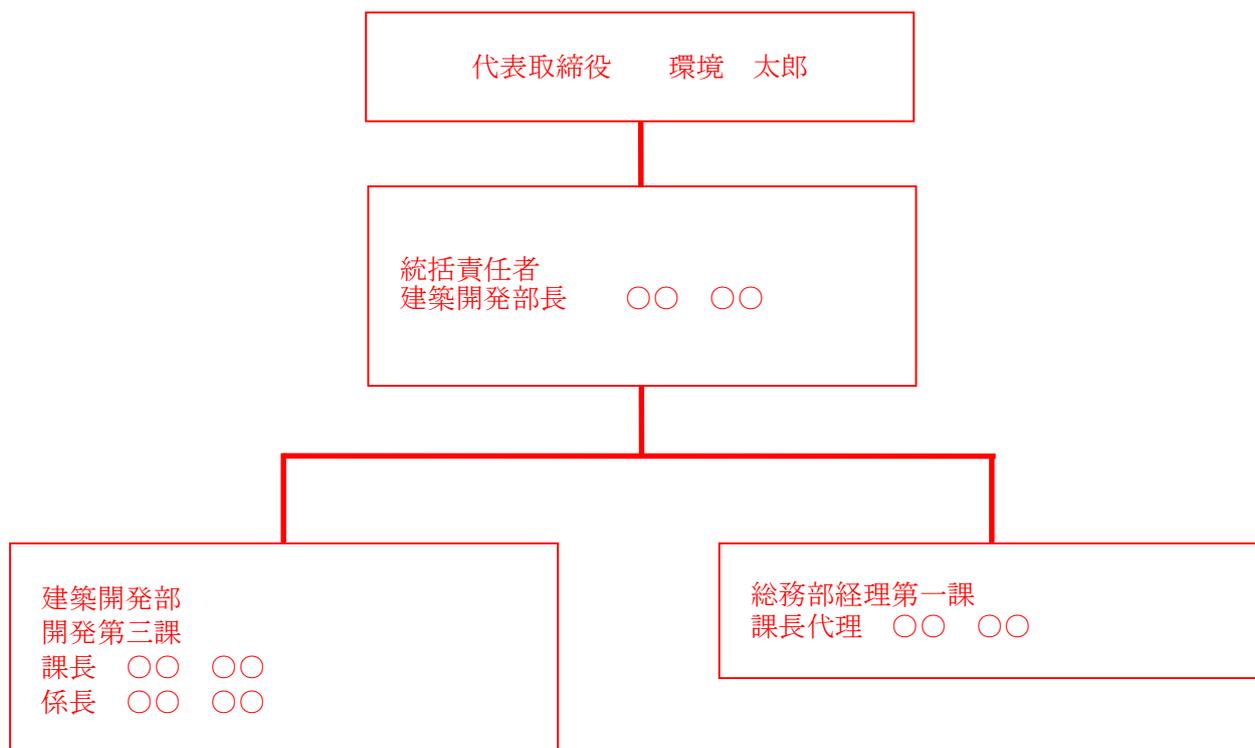
※新築の場合は補助対象外工事を含めた全体工事費を記載のこと。

補助対象経費の区分	項目 (経費発生項目毎に記載のこと)	補助事業に要する 経費 (円)	補助対象経費 (円)	備考
I 設計費		0	0	
	小計	0	0	
II 設備費	1) 中央監視・BMS設備			
	中央監視装置	18,000,000	18,000,000	
	BEMS装置	9,000,000	9,000,000	
	伝送装置	11,107,500	11,000,000	
	2) 自動制御設備			
	熱源台数制御	2,718,500	2,000,000	
	冷却水ポンプ変流量制御	22,020,000	22,020,000	
	冷温水二次ポンプ変流量制御	34,000,000	34,000,000	
	空調機変風量制御	11,000,000	11,000,000	
	駐車場換気量制御	3,600,000	3,600,000	
	照度センサーによる照明制御	4,400,000	4,000,000	
	3) 電気設備	3,700,000	3,000,000	
	小計	119,546,000	117,620,000	
III 工事費	1) 中央監視・BMS設備			
	中央監視装置	8,000,000	8,000,000	
	BEMS装置	3,900,000	3,900,000	
	伝送装置	7,550,000	6,500,000	
	2) 自動制御設備			
	熱源台数制御	1,200,000	1,200,000	
	冷却水ポンプ変流量制御	8,100,000	8,100,000	
	冷温水二次ポンプ変流量制御	10,500,000	10,500,000	
	空調機変風量制御	3,000,000	3,000,000	
	駐車場換気量制御	700,000	700,000	
	照度センサーによる照明制御	2,250,000	2,250,000	
	3) 電気設備	2,900,000	2,400,000	
	小計	48,100,000	46,550,000	
IV 諸経費		0	0	
	小計	0	0	
	計 (I～IVの計)	167,646,000	164,170,000	
消費税		8,382,300	0	
合計		176,028,300	164,170,000	
合計 (平米単価)		8,009		

- 経費発生項目毎に記載のこと。
- 上記経費は当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定すること。
- 補助事業者は、各区分の概算予算（補助対象・対象外）を記した工事概略予算書を作成し添付すること。
- 工事概略予算書の根拠となる、設計事務所、建設業者、管工事業者、メーカー等により作成された参考見積書を添付すること。

10. 補助事業実施体制

<本資料は補助事業ポータルを使用の場合、様式ファイルからの手入力となります>



※ 組織図等で事業体制を示すこと。

※ 申請者が複数の場合は、申請者間（ESCO等、リース含む）の関係がわかるようにすること。

※ 群管理、モニタリング管理の場合は、関係者間の体制がわかるようにすること。

【記載例4】

(別添 1)

申請者が複数の場合は、申請者
毎に作成すること

課税事業者届出書

平成23年〇月〇日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所 東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

申請者 名 称 株式会社〇〇

代表者等名 代表取締役 環境 太郎

印

下記の期間については、消費税法の課税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない）である（となる予定である）ので、その旨届出します。

記

税務署に課税事業者届出書をす
でに提出している場合は、カッ
コ内は削除（不要）

課税期間 自 平成23年 〇月 〇日

至 平成24年 〇月 〇日

申請者の事業年度期間と合わせること
事業年度が4月1日～3月31日であれば、申請日（平成23年〇月〇日）を
含む事業期間を記述のこと。

自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

【記載例5】 <本資料は補助事業ポータルを使用の場合、様式ファイルからの手入力となります>

(別添2) システム名 (例) 冷温水ポンプ変流量制御

システム概念図

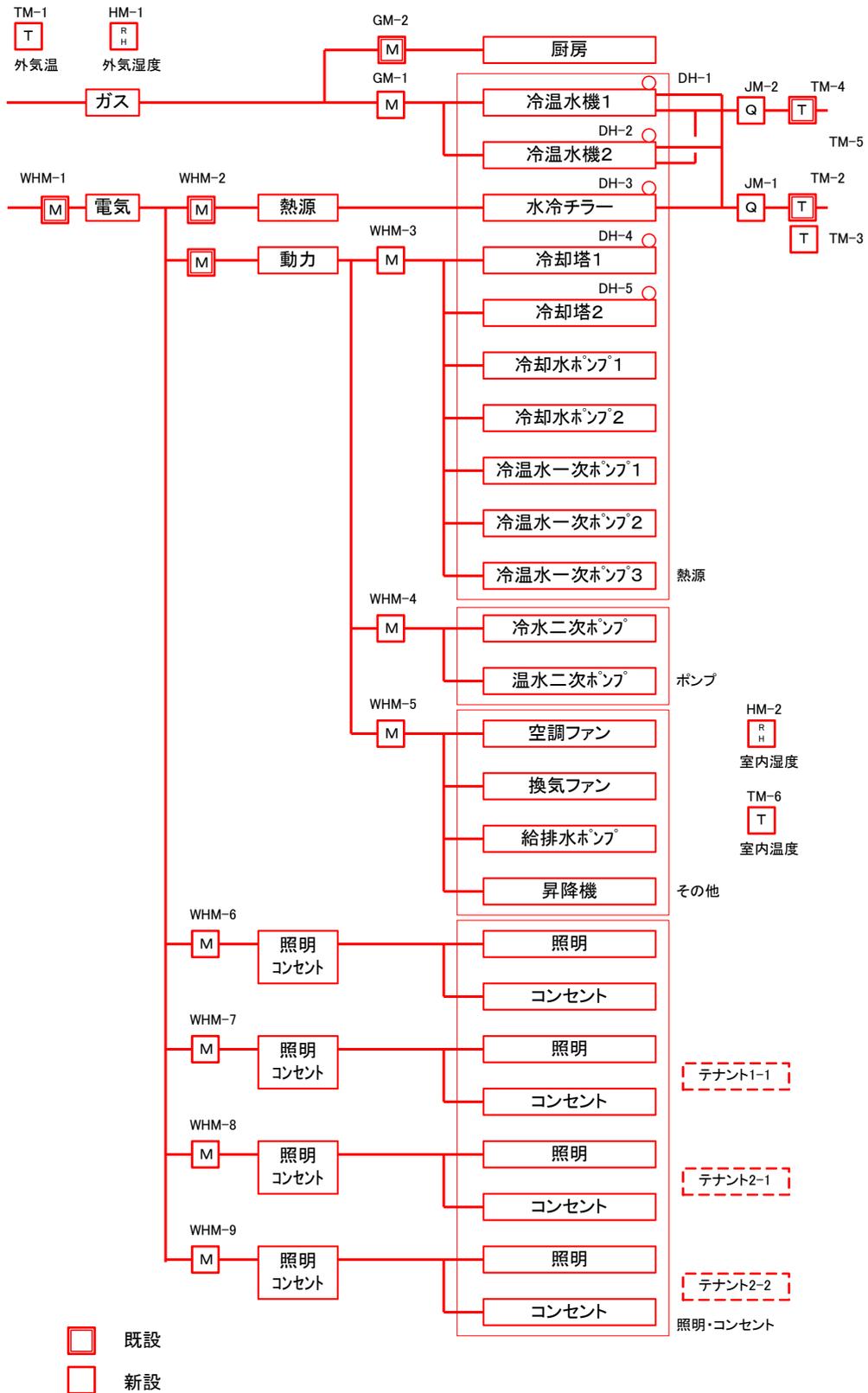
導入前(新築の場合不要)

導入後

- 導入省エネシステムごとに、概要図等でわかりやすく記載すること。
(6. 事業内容に合わせること)
- 補助対象の範囲を明確に記載すること。

【記載例 6】 <本資料は補助事業ポータルを使用の場合、様式ファイルからの手入力となります>
(別添 3)

エネルギー計量計画図



データ保存方法：収集データはBMS装置ならびにDVDにて保存する。

【記載例 7】

(別添 4)

省エネルギー計算書

建物用途：事務所

工事区分：新築

設備用途区分	システム導入前 標準年間エネルギー消費量 MJ/年	CEC 基準値 (新築)	システム導入後 年間エネルギー消費量 MJ/年	CEC 計算値 (新築)
空調	28,458,320	1.50	20,202,206	1.06
換気	2,517,983	1.00	1,985,574	0.79
照明	3,648,209	1.00	2,529,939	0.69
給湯	(その他に含む)	-	(その他に含む)	0.00
昇降機	149,889	1.00	113,244	0.75
その他 (冷設)	0		0	
その他	12,842,612		12,842,612	
合計	47,617,013	(A)	37,673,575	(B)
合計×0.95 (新築)		45,236,162		

※ 計算根拠を添付すること。

※ エネルギー消費量は一次エネルギー換算値とする。

※ 既築の場合、CEC値は記入しなくてもよい(新築時のCEC値がある場合は記入のこと)。

※ 既築の場合、過去3年間の実績一覧表(月別、エネルギー種類別)を添付すること。

【記載例9】

委 任 状

1. 一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）より公募があった「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（BEMS導入支援事業）」に申請する「○○○○○○○○○○○○○○○○BEMS工事」の補助事業に関し、当該建物の区分所有者である○○○○○○○（以下「委任者」という。）は区分所有法に規定される（管理者・管理組合法人）である○○○○○○○（以下「受任者」という。）を申請者として専任することに同意し、今後の補助事業の遂行にかかわる一切の業務について委任者は受任者に委任するものとする。
2. 委任者及び受任者はS I Iが定めた「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS導入支援事業）交付規程」を遵守し、協議事項について双方が誠意をもって問題解決に努める。
3. 万一、委任者、受任者間に係争が生じた場合においても、委任者は受任者の行った行為に対し、S I Iに一切の苦情・請求は行わない。

上記事項の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印し、原本1通をS I Iに提出するとともに、残り1通は受任者が保管し、受任者は写しを委任者に配布する。

平成23年○月○日

- ・建物所有者ごとに作成のこと
- ・日付は委任した年月日を記入

以上

委任者 住所
名称
代表者等名 印

受任者 住所
名称
代表者等名 印

10-2 エネルギー管理計画書

エネルギー管理計画書は、完成した建築物のエネルギー管理をどのように行っていくかを記した計画書である。BEMSの導入により、このエネルギー消費実体の把握が可能となることから、省エネルギーを推進する管理体制やBEMS導入効果の確認方法をエネルギー管理計画書に記述する。補助事業者は、この計画書に基づいて管理を行い、運転データをSIIに提出するものとする。なお、提出期限は、1年分のデータを収集した翌年度4月末とする。

エネルギー管理計画書の書式は11. エネルギー管理計画書（書式）を参照のこと。

エネルギー管理計画書の提出

区分	提出形態
交付申請時	新築、既築共“エネルギー管理計画書”を“案”として提出する
事業完了前	事業完了前に正式版を作成し提出（紙&電子データの双方）する

11. エネルギー管理計画書（書式）

<本資料は、別途エネルギー管理計画書ファイルからの手入力ファイルを添付下さい>

平成23年度

－BEMS導入支援事業－

エネルギー管理計画書（案）

平成〇年〇月〇日

補助事業者名
補助事業名

1. エネルギー管理方針

補助事業者名:	株式会社 ○○
補助事業名:	株式会社○○本社ビルBEMS工事
所在地:	東京都中央区○町○丁目○番地○号
工事種別:	新築
申請区分:	モニタリング
エネルギー管理指定:	第一種(熱・電) / 第二種(熱・電) / なし

省エネルギー管理方針

※エネルギー管理指針を記述する。
例) 我々は本○○ビルのエネルギーの利用を把握し、もって環境負荷低減と、、、

実施方針(※具体的なスローガン、重点実施項目等の列挙)

- 1.
2.
3.

○○○○年○月○日 制定

事業者名	株式会社○○
代表者名	代表取締役 環境 太郎

2. 建物概要

建物名称	建物用途	床面積 ㎡	概略 空調面積 ㎡	空調面積率	計画人員 人	構造 S, RC, SRC	地上/地下/PH	竣工年月 (既築は建物竣工 時の年月)
○○1号館	事務所	8,000	6,980	0.873		RC	8/2/1	1990(H02)/05
○○2号館(百貨店)	物品販売店舗 (百貨店)	6,980	3,500	0.501		S	10/1/1	
○○3号館(劇場棟)	集会所等(劇 場)	7,000	6,000	0.857		S		
合計		21,980	16,480	0.750				

※建物用途については、概ね以下の区分によって記述すること、複合用途の場合は各用途を記述。

建物用途区分	建物用途の例
ホテル等	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
病院等	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
物品販売店舗等	百貨店、マーケットその他これらに類するもの
事務所等	事務所、地方公共団体の支庁、図書館、博物館その他これらに類するもの
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他これらに類するもの
集会所等	公会堂、集会場、ボウリング場、体育館、劇場、映画館、パチンコ屋その他これらに類するもの

3. 設備概要

建物名称：		※建物毎に作成
-------	--	---------

熱源機器

名称	冷熱容量 MJ/h台	冷熱容量 USRT/台 ※	温熱容量 MJ/h台	台数	エネルギー種別	備考
例：ガス焚冷温水発生機	2,280	180			都市ガス13A	

※ 網掛け部分には数式等が設定してあるので、基本的には書きは不要。

配管方式

系統名	配管方式	利用温度	制御方法
基準階インテリシステム	2管式	冷水 (7-12°C、 $\Delta t=5^\circ\text{C}$) 温水 (38-45°C、 $\Delta t=7^\circ\text{C}$)	変流量 (インパ-タ)

蓄熱設備

方式	仕様 (容量等)	備考
氷蓄熱	50m ³ 、IPF=40%	

コージェネレーション

原動機	発電容量 kW×台数	燃料	運転形態
ガスエンジン	300kW×2台	ガス(13A)	平日8-20時、系統連携、電主熱従

空調方式

系統名	空調方式	制御方法
基準階インテリシステム	各階単一ダクト	変风量制御
基準階ベリメータシステム	ファンコイルユニット	

換気設備

系統名	換気方式	付加設備
一般居室	第一種換気 (空調機)	全熱交換器、CO ₂ 制御
駐車場	第一種換気	CO濃度制御

照明設備

主要室名	採用機器	付加制御
基準階 事務室	高効率Hf照明	人感センサー

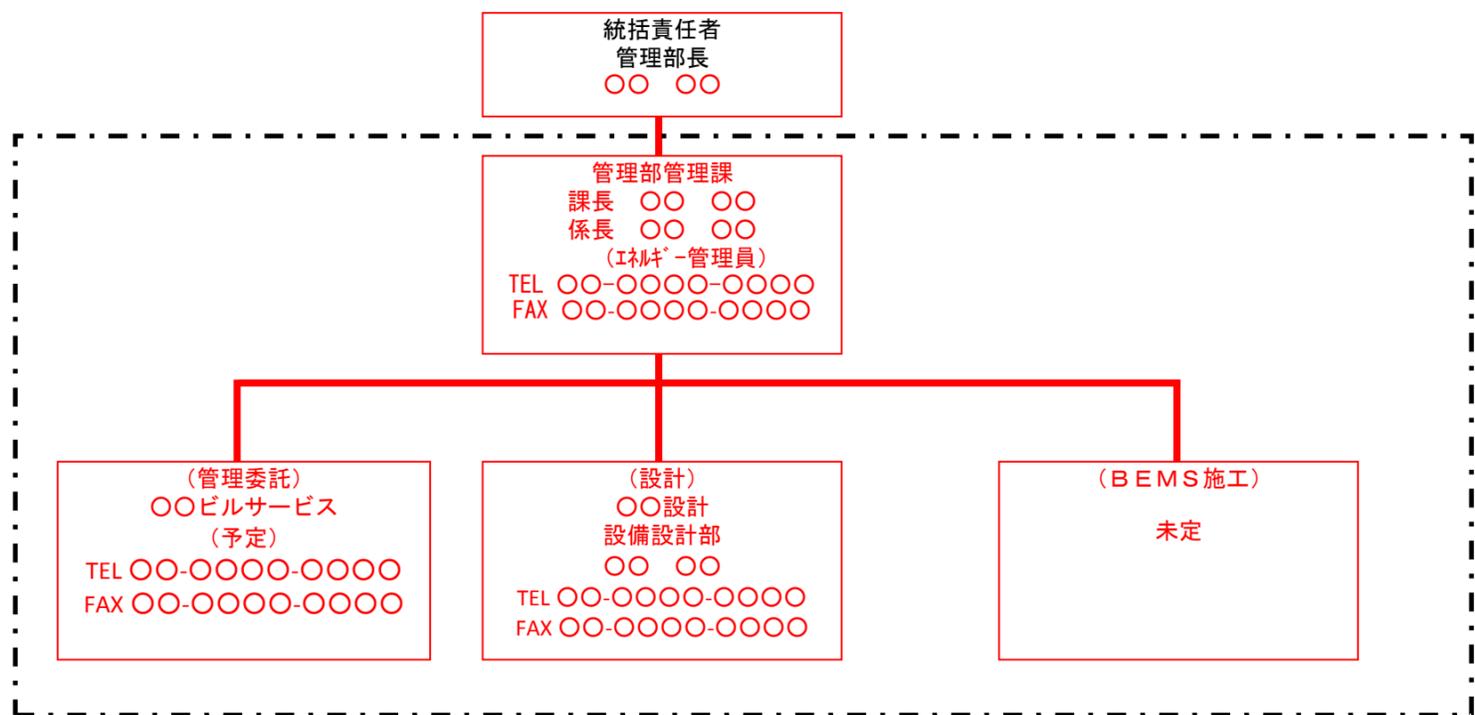
昇降機

設置場所	仕様	台数	備考
基準階	常用、人、ロープ式		

受変電設備

受電方式	受電電圧 V	変圧器 kVA × 台	契約電力 kW 現在 / 予定
通常受電	6,600	100kVA × 2 200kVA × 3 300kVA × 2	700kW 平成23年1月31日 現在

4. エネルギー管理体制



エネルギー管理計画の立案・実行メンバー

※補助事業者のエネルギー管理の実施に則した体制図を作成のこと。

5. 管理担当者

管理担当者

事業者名	株式会社〇〇本社ビルBEMS工事
所属	
役職	
フリガナ	
氏名	
資格 (エネルギー管理士、管理員の資格)	
電話	
F A X	
e-mail	

注) 網掛け部分には数式等が設定してあるので、基本的には書きは不要。

管理要員数

	交代	昼間 (人)	夜間
要員数	2交代	4	3
要員数			

6. エネルギー管理実施方法 (状況)

No.	項目	記述内容
1	計画	省エネルギー管理方針に基づき、管理の具体的な計画を記述。
2	活動内容	日常の管理、実施内容を記述 (エネルギーデータの保管方法等)。
3	評価方法 (状況)	BEMS導入支援事業にて新たに導入した効果をどのように評価するかを記述。次年度以降は、評価状況として纏めてください。 例) 1) 変風量の評価方法 空調機のファン運転時間、消費電力の実測値と、ファン定格値と実測した運転時間により効果の確認を行う。
4	行動	確認後、計画をどのように見直し、フィードバックするかを記述。

本ページは、毎年度提出する実施状況報告書の補足説明資料としてご提出して下さい。その際、上記3. の評価方法は評価状況として纏めて下さい。

7. エネルギー消費予測

項目	システム導入前		システム導入後 (交付申請時)		システム導入後 (事業完了時) ※1	
	CEC基準値	標準年間エネルギー消費量 MJ/年	CEC計算値	年間エネルギー消費量 MJ/年	CEC計算値	年間エネルギー消費量 MJ/年
空調	1.50	28,458,320	1.06	20,202,206		
換気	1.00	2,517,983	0.79	1,985,574		
照明	1.00	3,648,209	0.69	2,529,939		
給湯	—	その他に含む	—	その他に含む		
昇降機	1.00	149,889	1.00	113,244		
その他		12,842,612		12,842,612		
合計	—	47,617,013	—	37,673,575	—	0
合計×0.95 (新築) ※2	—	45,236,162				

※1: 交付申請時以降の事業内容の変更により年間エネルギー消費量が変更になる場合に記述。

※2: 既築の場合は、ゼロを記入。新築の場合は上段の合計欄の数値に×0.95した値を記入

エネルギー消費原単位 MJ/年・㎡	2058.1	1714.0	0.0
----------------------	--------	--------	-----

注) 網掛け部分には数式等が設定してあるので、基本的には書きは不要。

8. 収集データ一覧

種 別		単 位	機器名称・項目	記号	収集間隔	データ最終保存形態（媒体名）	収集データ区分※
エネルギー	電力量	KWh	建物全体（受電電力量）	WHM-1	1時間	MO & CD	
		KWh	空冷チラー	WHM-2	1時間	MO & CD	A
		KWh	冷却塔／冷却水ポンプ／冷温水一次ポンプ	WHM-3	1時間	MO & CD	B
		KWh	冷水二次ポンプ／温水二次ポンプ	WHM-4	1時間	MO & CD	C
		KWh	空調機／給排気ファン／給排水ポンプ／昇降機／その他	WHM-5	1時間	MO & CD	C
		KWh	照明／コンセント	WHM-6	1時間	MO & CD	D
		KWh	〇Aコンセント（テナント1-1）	WHM-7	1時間	MO & CD	D
		KWh	〇Aコンセント（テナント2-1）	WHM-8	1時間	MO & CD	D
		KWh	〇Aコンセント（テナント2-2）	WHM-9	1時間	MO & CD	D
	ガス	m ³ /h	冷温水発生機	GM-1	1時間	MO & CD	E
		m ³ /h	厨房	GM-2	1時間	MO & CD	F
	熱量	MJ/h	冷水熱量（全体）	JM-1	1時間	MO & CD	—
		MJ/h	温水熱量（全体）	JM-2	1時間	MO & CD	—
環境	温度	°C	外気温	TM-1	10分	運転日報（紙）	—
		°C	室内温度	TM-6	10分	運転日報（紙）	—
	湿度	%	外気湿度	HM-1	10分	運転日報（紙）	—
		%	室内湿度	HM-2	10分	運転日報（紙）	—
	温度	°C	冷水温度（往）	TM-2	10分	MO	—
		°C	冷水温度（還）	TM-3	10分	MO	—
		°C	温水温度（往）	TM-4	10分	MO	—
		°C	温水温度（還）	TM-5	10分	MO	—
運転時間	時間	h/day	空冷チラー	DH-1	1日	MO & CD	—
		h/day	冷温水発生機 1	DH-2	1日	MO & CD	—
		h/day	冷温水発生機 2	DH-3	1日	MO & CD	—
		h/day	冷却塔 1	DH-4	1日	MO & CD	—
		h/day	冷却塔 2	DH-5	1日	MO & CD	—

※1 収集するデータの区分を明記（収集データ区分表と整合性を図ること）。

※2 熱源、ポンプ、照明コンセント、その他の設備区分毎のエネルギー計量区分、その他事業の評価に必要な計量区分を記述。

9. 収集データ区分

例 1

区分	項目	設備機器名称 ※1	収集データ 区分 ※2	備考
電力	動力	熱源	A d A n	A d : 昼間 A n : 夜間
		ポンプ	B	
		その他	C	
	照明・コンセント		D	
ガス	熱源		E	
	その他		F	

※1 事業者の実状にあわせて作成のこと。

※2 収集するデータの区分を記述し、収集データ一覧表の該当する計量（メータ）と照合させる。

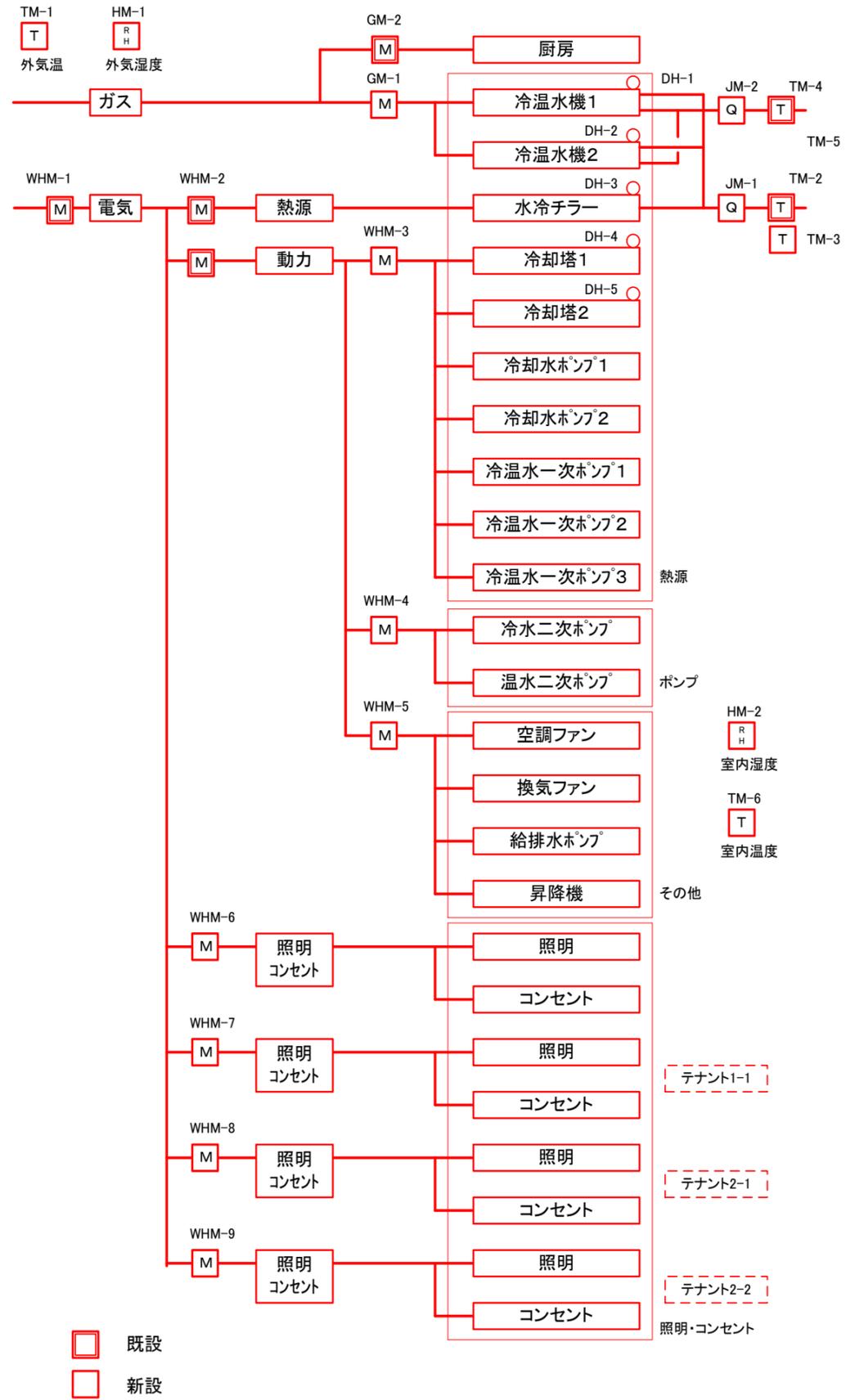
例 2

区分	項目	設備機器名称 ※1	収集データ 区分 ※2	備考
電力	動力	熱源	A	
		ポンプ	B	
		空調	C	
		二次ポンプ	D	
		昇降機	E	
		給排水ポンプ	F	
		その他	G	
	照明		H	
	コンセント		I	
ガス	熱源		J	
	その他		K	

※1 事業者の実状にあわせて作成のこと。

※2 収集するデータの区分を記述し、収集データ一覧表の該当する計量（メータ）と照合させる。

10. エネルギー計量図



データ保存方法：収集データはBMS装置ならびにMOにて保存する。

※事業者の実状に合わせて計量箇所を明記すること。

※熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔）、ポンプ、照明コンセント、その他の設備区分ごとの計量を明記すること。

1 1. BEMS実施内容

区分	分類	項目	実施内容	事業前 ※	事業後	
		以下の項目に該当しないものがある場合は、行を追加して記述	下記実施内容についてその概要を記述	○：全面採用 △：一部採用 ×：不採用	○：全面採用 △：一部採用 ×：不採用	
中央監視		スケジュール管理				
		データ保存				
建築		日射遮蔽制御（ブラインド開閉制御等）	例）ブラインド等の能動的な開閉制御			
		パンプ利用（ダブルスキン等からの熱回収）				
		その他				
空調	外気取入制御	外気冷房（空調時間内）				
		ナイトバース				
		最小外気取入（CO2、在室人員監視）	例）CO2濃度や在室人員数を検知し外気導入量の最小化を図る			
		熱交換器（全熱交換器等）	例）取入外気と室内排気の熱交換			
		ウォーミングアップ（外気カット）	例）空調運転の立ち上がり時に外気導入をしない			
		その他				
	換気	濃度制御（CO等）				
		スケジュール運転				
		燃焼機器等連動	例）燃焼機器とのインターロックと燃焼量に応じた換気量制御を行う			
		その他				
	空調	室内条件設定（快適指標等）	例）快適指標を用いて過剰な室内条件を緩和し快適性を確保			
		大温度差制御				
		最適起動				
		変風量制御				
		変流量制御				
		間欠運転				
		エリア制御（室内機台数制御）				
		その他				
	熱源制御	台数制御				
		熱源ポンプ変流量				
		送水温度可変制御				
		冷却塔制御（部分負荷追従）				
		蓄熱制御				
		冷温同時（熱回収）制御				
		室外機（散水制御）				
		その他				
	その他	コージェネ（電主熱従）				
電気	受電	デマンド制御				
	照明	昼光センサー利用点灯制御				
		人感センサー利用点灯制御				
		スケジュール制御				

※：新築時は入力不要